

## 第5回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和元年(2019年)7月17日(水) 13:00~14:00

場 所 かでる2・7 1070会議室

出席者 別添出席者名簿のとおり

### 1 開 会

#### 事務局：

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。私は、本日進行を担当させていただきます、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課主幹の夕下と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まずはじめに、所属団体の役員改選に伴いまして、委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。北海道医師会の後藤委員の後任でお越しいただきました三戸委員でございます。

#### 三戸委員：

よろしくお願いいたします。

#### 事務局：

また6月1日付けで事務局職員に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

がん対策等担当課長の東と申します。よろしくお願いいたします。

同じく担当主幹になりました夕下です。よろしくお願いいたします。

続きまして本日の委員の出欠でございますけれども、本日、北海道市長会の吉澤委員、それから、北海道商工会議所連合会の吉川委員、2名ご欠席ということで、合計11名の委員の皆様方で、ご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、本日お配りしております資料の確認ですけれども、まず次第がございまして、下段の方に配付資料一覧と記載されておりますとおり、委員名簿、配席図、A3を三つ折りにした資料1と、カラー印刷になっております資料2の受動喫煙防止条例(仮称)の基本的な考え方、こういったものを本日お配りさせていただいておりますので、不足がございましたら事務局までお申し出いただければと思います。それでは、これからの進行につきましては、大西部会長よろしくお願いいたします。

#### 大西部会長：

札幌医大の大西でございます。本日は2つ議題が設定されておまして、(1)として各論点に関する条例制定の、部会としての方向性と条例骨子の素案ということで、こちらが協議事項になってございます。また(2)は条例制定に向けた今後のスケジュールということで、こちらは報告事項と、この2点が設定されておりますので、スムーズな議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 2 議 題

### (1) 各論点に関する条例制定の方向性及び条例骨子（素案）について

#### 大西部会長：

では、さっそくですけれども、はじめの協議事項（1）各論点に関する条例制定の方向性及び条例骨子（素案）ということで、こちらは事務局の方から協議の進め方についてご説明をお願いします。

#### 事務局：

地域保健課健康づくりグループの佐土でございます。進め方の説明に入る前に、前回の部会で事務局側が確認することになっておりました2点の確認事項の結果につきまして、ご報告させていただきます。まずは標識の言語の種類なんですけれども、観光担当部署に確認しましたところ、北海道として特にルールの設定はなく、外国人観光客に応じて決めているということでした。おもに北海道で使われている言語としましては、英語のほか、中国語、韓国語があることを確認いたしました。ちなみに改正健康増進法に掲示することになっている国の標識なんですけれども、通知されているものは日本語と英語の2カ国語がございます。次に罰則の過料についてですけれども、前回、今日のご欠席されております吉澤委員がおっしゃられたとおり、過料につきましては、検察庁の協議は要しないということを確認いたしました。確認結果は以上でございます。

続きまして、資料についてご説明いたします。まずA3の資料1をご覧ください。左側からヒアリングで頂きました団体からの意見、前回部会の議論内容、部会の議論を踏まえました条例制定の方向性（事務局案（部会長案））、条例骨子（素案）の順となっております。協議の進め方につきましては、後ほど説明させていただきますが、委員の皆様には、右から2番目の条例制定の方向性につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。右端の条例骨子（素案）は、条例制定の方向性を要約した骨組みを記載しております。こちらの骨組みに本日ご意見を伺います、右から2番目の条例制定の方向性の内容を肉付けした形で記載したものを骨子としまして、9月にパブリックコメントを行う予定としております。当初の予定では、今回の部会をもって、パブリックコメントに入る予定でしたけれども、骨子の案をまとめる段階を踏みたいと考えておまして、後ほどスケジュールの際にも説明いたしますけれども、8月の下旬から9月の中旬に6回目の部会を開催しまして、委員の皆様にご骨子案を確認していただきたいと考えております。パブリックコメントで使用する資料のイメージなんですけれども、資料2として添付しております、カラーのパワーポイントになりますが、こちらの受動喫煙防止対策の推進に係る北海道受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方（案）というものになります。こちらは上下分割で、1ページから8ページで、条例の必要性、法の概要、受動喫煙の健康影響、北海道の現状を説明しまして、9ページ以降、事前にご覧になっていたかと思いますが、空欄となっている部分に、先ほど説明しました骨子（素案）に本日の部会でご意見をいただきます条例制定の方向性の要素を肉付

けたものを、こちらの資料に落とし込んで条例骨子としまして、その内容について道民の皆様からご意見をいただくこととしております。続いて、本日の協議の進め方なのですが、A3の資料1に戻っていただいて、先ほど説明したとおり、右から2番目の条例制定の方向性について、ご協議いただきたいと考えておりました、事務局から条例骨子（素案）と、口頭になってしまい大変恐縮なのですが、肉付けする内容も含めて各論点ごとにご説明いたしますので、論点ごとに区切って意見交換を進めていただきたいと考えております。それでは、よろしく申し上げます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。ただ今の進め方の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは論点ごとに協議を進めて参りたいと思います。それでは、1目的・理念としまして、論点としては1-1最終目標の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局：**

論点1-1最終目標の考え方についてですけれども、右から2番目の条例制定の方向性ということで、1回目の部会におきまして、条例の必要性で議論してきたように、道民の健康課題として、本道の肺がん死亡率、罹患率ともに高く、成人喫煙率が高い本道においては、受動喫煙対策を強化していく必要があります。本道の現状や道議会決議を踏まえ、道の条例としては、決議と同様に受動喫煙ゼロを目標として位置づけて、道民を始め、国、道、市町村、事業者、施設管理権原者や関係団体が、相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指して対策を進めることが妥当との意見で概ね一致したものとしました。北海道健康増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画との整合性をとって進めるなど、道が、総合的に施策を推進するための体制を整備する規定を求める意見で、概ね一致したものとしました。また、これまでの取組及びその成果を踏まえつつ、法に規定する受動喫煙を防止するための措置と相まって、さらに取組を推進することが重要であるという意見で概ね一致したものといたしました。右側の条例骨子（素案）としましては、条例の趣旨となる部分ですけれども、先ほど説明しました、北海道の課題としまして、成人喫煙率、肺がん死亡率、罹患率が高いことから、受動喫煙対策の更なる強化を図るものとしております。また、関係機関・団体等が相互に連携・協力を図りながら受動喫煙ゼロの実現を目指す、と要約しておりますが、受動喫煙による健康への悪影響の理解促進や環境整備などの受動喫煙対策を明確にすること、道の健康増進計画で進めてきた取り組みを踏まえて、法と連動して更なる受動喫煙対策の取組を推進すること、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。それでは今の1-1最終目標の考え方について、委員の皆様から何か修正案ですとか、追加のご意見等ございますでしょうか。北海道としては、健康課題として喫煙に関する課題があったことが前提にありまして、また受動喫煙ゼロを目

指すということは決議されているということで、北海道としてはこれを盛り込んでいく、という方向性は、前回の部会でも概ね一致したのではないかと考えて、この案とさせていただきますが、こちらはよろしいでしょうか。特にご意見ないようでしたら、こちらを部会としての方向性ということで、進めたいと思います。ありがとうございます。それでは、続いて論点1-2、未成年者、妊婦等の対応についてということで、こちら事務局から説明をお願いします。

**事務局：**

論点、1-2 未成年者、妊婦等の対応についてですが、自らの意志で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することに加えて、20歳未満の者、妊婦等を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることは、自然豊かな北海道において未来を担う子ども達を健やかに育てていくため、道が市町村や関係機関等と認識を共有して、積極的・重点的に推進する課題として適当である、という意見で部会として概ね一致したものといたしました。条例骨子（素案）としましては、特に、20歳未満の者や妊婦等がたばこの煙にさらされることから守ることが重要、と要約しておりますが、市町村や関係機関等との認識の共有、健康で快適な生活を維持するための環境整備、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。こちらに関しては、委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。こちらのヒアリングの中でも、こういったテーマに関する重要性についてのご意見も頂戴しておりましたし、部会の方向性としては、未成年者と妊婦を守るということ盛り込む、という方向で一致したのではないかと考えていたのですが、よろしいですか。ありがとうございます。では、こちらを部会案としてまとめさせていただきたいと思います。それでは次ですけれども、2 責務として、論点2-1 責務の対象者及び内容について事務局からご説明をお願いします。

**事務局：**

2-1 責務の対象者及び内容についてですが、こちらは、特に異論はなく、概ね一致したものと考えております。道に対しては、総合的に施策を推進する責務を規定するほか、市町村にも、地方自治体として、地方における対策推進のため、道やその他の関係者との協力が必要としております。受動喫煙対策はすべての人が関係するため、観光客や喫煙者を含めて、すべての人に受動喫煙の正しい知識を持ち、道や市町村が実施する施策に協力するなどの責務を規定するとよいのではないかと、しております。子どもへの対応を基本理念に位置づけ、受動喫煙による健康被害の未然防止など、保護者の責務を規定すべき、としております。事業者に対しては、従業員の受動喫煙の防止に向けて、職場環境の整備や求人の際の説明等に配慮する責務とする、としております。関係団体については、今回の意見聴取団体の多くが加盟員への情報周知などを行っていた現状から、他県条例のように事業者がその業種ごとに組織する団体に対して、道の施策への協力等を努力義務とすることにより、効果的

な対策の推進が期待できる、としております。道の条例において、子どもや妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、自宅などの私的空間や学校・公園等での喫煙については禁止ではなく、喫煙者が特に子どもや妊婦等への受動喫煙を生じさせないよう努力義務等で規定することが妥当とする意見で一致したものといたしました。条例骨子（素案）としましては、道、道民等、保護者、事業者への責務、関係者の協力、すべての人に対して喫煙をする際の配慮等を責務として考えておりました、道の責務につきましては、受動喫煙防止に関する施策を総合的に推進、と要約しておりますけれども、関係者との連携・協力を努めること、などを加えて記載したいと考えております。道民等の責務につきましては、道や市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策への協力、20歳未満の者や妊婦等に配慮、と要約しておりますが、受動喫煙の正しい知識を持つこと、子どもや妊婦等が主に利用する学校、公園などの場所で受動喫煙を生じさせないことに努めてもらうこと、などを加えて記載したいと考えております。保護者の責務については、監護する20歳未満の者に配慮、と要約しておりますけれども、受動喫煙による健康への悪影響の未然防止に努めること、などを加えて記載したいと考えております。事業者の責務につきましては、職場の環境整備や、道や市町村が実施する施策への協力、求人の際は受動喫煙防止に配慮、事業者団体は受動喫煙を防止するための取組を推進、と要約しておりますけれども、受動喫煙の防止に向けた求人の際の説明に努めること、などを加えて記載したいと考えております。関係者の協力については、道、市町村等は、相互に連携を図りながら協力、と要約しておりますけれども、関係者として、関係機関・団体も加えて記載したいと考えております。喫煙をする際の配慮等につきましては、喫煙禁止場所以外の場所で喫煙する際に周囲の状況に配慮、特に20歳未満の者や妊婦等に配慮、と要約しておりますけれども、自宅などの私的空間での喫煙について、受動喫煙を生じさせないよう努めること、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。では、ただ今のご説明に関して、何か委員の皆様から修正あるいは追加のご意見等はございますでしょうか。こちら道民等ということで、全ての方が対象になることですか、20歳未満の方、妊婦さんを含めて、保護者なども文言を整理されておりますが、よろしいでしょうか。ではこの案で部会の方向性としてまとめさせていただきます。それではめくっていただきまして、基本的施策3-1、道の施策について事務局から説明をお願いします。

**事務局：**

3-1道の施策についてですが、道民、事業者への知識の普及、意識啓発、観光客を含めた喫煙者へのマナーの周知、受動喫煙対策の推進に向けた体制整備、事業者への支援を、道の施策として位置づけるべきであるという意見で一致したものといたしました。また、1-1の再掲となりますが、北海道健康増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画との整合性をとって進めるなど、道が、総合的に施策を推進するための体制を整備する規定を求め

る意見で一致したものといたしました。右側の条例骨子（素案）としては、望まない受動喫煙の防止に関する施策としまして、道民等への知識の普及や意識啓発等の必要な措置を実施、事業者等の自主的な取組を支援、市町村等と連携して、必要な施策を推進する体制を整備、と要約しておりますけれども、観光客を含めた意識啓発、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。ではこちらに関しては委員の皆様ご意見いかがでしょうか。特にございませんか。それではこの内容で部会案としてまとめさせていただきます。では次、3-2家庭内など私的空間での喫煙についてということで、事務局から説明をお願いします。

**事務局：**

3-2家庭内など私的空間での喫煙についてですけれども、2-1の再掲となりますが、道の条例において、子どもや妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、自宅などの私的空間や学校・公園等での喫煙については、禁止ではなく喫煙者が特に子どもや妊婦等への受動喫煙を生じさせないよう努力義務等で規定することが妥当、とする意見で一致したものといたしました。条例骨子（素案）としましては、再掲として、20歳未満の者や妊婦等に配慮、と要約しておりますが、先ほど責務のところ、道民等の責務、喫煙をする際の配慮等でも説明しましたとおり、子どもや妊婦等が主に利用する学校、公園などの場所で受動喫煙を生じさせないことに努めてもらうこと、自宅などの私的空間での喫煙について、受動喫煙を生じさせないよう努めること、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。こちらも特に前回の協議でも異論はなかったところかなと思うのですが、こちらもよろしいですか。

**三戸委員：**

学校と入っているのですけれども、学校は努力義務なんですか。禁止じゃなくて。敷地内禁煙というのは、学校の中は努力義務だとしたら、努力するだけでいいんですか。

**事務局：**

法律上は、学校については敷地内禁煙、ということで屋外に喫煙場所を設けることはできることになっているのですが、そこを法律よりも更に厳しくして、屋外であっても喫煙場所を設けない、ということ而努力義務として設けさせていただきたいと考えております。法律上は設けることができる、というところを努力して屋外の喫煙所を設けないようにしていただきたいという趣旨です。

**三戸委員：**

そういう意味ですか。

**大西部会長：**

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

**広島特別委員：**

確認なんです、この場合、子供というのは20歳未満のことと考えてよろしいのでしょうか。

**大西部会長：**

その点は、そのようにとらえていただいて結構です。

**安岡特別委員：**

先ほどと同じなのですけれども、「自宅などの私的空間や学校・公園等での喫煙については、禁止ではなく喫煙者が特に子どもや妊婦等への受動喫煙を生じさせないよう努力義務」という言葉はですね、これは禁止ではないという意味ですか。

**事務局：**

そうです。

**安岡特別委員：**

学校も。文章を読んでいくと、先ほど言われた内容が、下の方の②の方では敷地内禁煙として、屋外喫煙場所を設けないよう努力する、というところと何か矛盾しているように読みとれるんですけど。例えば、ここで私的空間や公園等だけだったら良いのですけれども、学校がそこに入るのはどうなのでしょう。気になります。

私は道教委なのですが、正直言って、7月1日から市町村立の小中高、全て敷地内禁煙になりましたので、逆に、こういうふうに書かれると間違っているとえられるかと。私立は大学も含まれていて、敷地内は良いという話も聞いているのですけれども、ただ学校をひとくりにされると変に取られるかなという感じがあったので。

**事務局：**

そうですね。大学については、今回は対象外にしようかと思っているのですけれども、この書きぶりですと、そういった誤解を招くおそれもあるので、ここは修正させていただきたいと思います。

**大西部会長：**

では、ただ今いただいたご意見をもとに、私的空間のところが強調されるようにですとか、公園ですとか、そういった部分がわかるように、学校は除くという方向で。他はいかがですか。よろしいでしょうか。では今の修正を反映させた形で部会案としてまとめさせていただきます。それでは次3-3従業員の受動喫煙対策について、ということですけども、こちらに関しては、先日、厚生労働省の方から、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインというものが出されたと承知しておりますけれども、そちらも含めて事務局の方からご説明の方よろしく願いいたします。

**事務局：**

3-3従業員の受動喫煙対策についてですが、従業員が自らの意志で受動喫煙をさけることが必ずしも容易でない場合も想定され、道が条例で規定することにより、労働基準法等

の規定に該当しない従業員についても対象として、事業者が受動喫煙防止のための職場環境整備に努めるよう規定することが望ましい、との意見で一致したものとしました。また、事業者の人材確保や後継者不足の実態を懸念する観点からも、努力義務とすることが適当とする意見があり、部会として意見が一致したものとしました。条例骨子（素案）としましては、先ほど2-1事業者の責務のところの説明しましたが、再掲としまして、これらの記載された内容に受動喫煙の防止に向けた求人の際の説明に努めること、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

続きまして、ガイドラインの関係ですけれども、本日資料としてご用意しておりませんが、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインが、7月1日付けで厚生労働省労働基準局から各都道府県労働局に通知がなされておりまして、この数日後に、7月8日になりますけれども、厚生労働局健康局健康課から各都道府県及び保健所設置市の担当部あてに通知がなされております。これを受けまして先日、先週になりますけれども、道庁の方で北海道労働局の労働基準部健康課と意見交換を行って参りました。ガイドラインにつきましては改正健康増進法の施行に伴いまして、見直しが行われたものでありまして、内容としましては、職場における受動喫煙防止対策は労働安全衛生法第68条の2に基づきまして、事業者が実情に応じて適切な措置を講じるよう努めることとされております中で、事業者が実施すべき対策をガイドラインで一体的に示した上で、関係する事業者に対して、労働基準監督署から指導などが行われるものと承知しております。指導の対象になるところにつきましては、労働者を1名でも雇用している事業所が対象となっております。一般の会社や工場、ホテル、飲食店も対象となっております。労働者のいる既存特定飲食提供施設、こういった小規模な所につきましても、労働基準監督署からガイドラインに基づきまして、職場における受動喫煙防止に係る適切な指導が行われていくものと考えております。今後につきましては、事業者への指導監督に関する情報提供・情報共有についても、当然のことながら、これから道が主催する地域説明会ですとか、労働局所管の助成金の周知ですとか、そういったものを適宜、意見交換を行いまして道庁の方と、北海道労働局の方で十分連携を図りながら、職場における受動喫煙防止対策を進めていきたいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございました。では、今のご説明も含めて委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

**加藤特別委員：**

私たちのような素人には、労働基準法等の規定に該当しない従業員という定義がわからないので、教えていただきたいのですが。一般の道民が読んでもわからないと思います。

**事務局：**

こちらにつきましては、いわゆる家族経営ですとか、ひとり親方でやっているようなお店



ですとか、そういった事業所のことを想定しています。

**加藤特別委員：**

家族を従業員としては雇っていないということですか。

**事務局：**

家族のみの経営という形ですね。

**加藤特別委員：**

そうすると、アルバイトパートはもちろんこれに含まれている。

**事務局：**

そういうことになります。

**加藤特別委員：**

なんで聞いたかという、さっきのガイドラインによって非常勤だろうと、アルバイトだろうと守られる訳ですね。

**事務局：**

そういうことになります。

**加藤特別委員：**

わかりました。

**大西部会長：**

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。この内容で部会案としてまとめさせていただきたいと思います。では次3-4施設毎の対策について、ということでこちらも事務局の方からご説明をお願いいたします。

**事務局：**

3-4施設毎の対策について、まずは①の道独自の施設区分の設定についてですけれども、部会としましては、法の区分を基本として施設ごとの対策を議論し、一部の施設に道の独自対策を実施する場合には、第一種施設、第二種施設を細かく区分して検討するというところで意見が一致しました。条例骨子(素案)としては、法の区分を基本としておりますので、記載はありません。以上でございます。

**大西部会長：**

まず、施設区分についてということですが、ご意見はございますか。ありがとうございます。では、区分に関しては、この内容でまとめさせていただきます。では次②の第一種施設関連についてのご説明をお願いいたします。

**事務局：**

次に②の第一種施設関連ですけれども、改正法において原則は敷地内禁煙であり、屋外で受動喫煙を防止する措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるが、学校、病院等は、子どもや患者等の受動喫煙による健康影響が特に大きい者が利用する施設であるため、敷地内禁煙に向けて取り組んでいくことが必要としております。医療機関については、入院患者の特性などを考慮する必要があることから、敷地内全面禁煙とする努力義務を規

定する場合は、一部の医療機関を除くという条件を付すか、経過措置期間を設けるか、といった意見がありました。道の条例で、子どもや妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、利用する者が20歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内全面禁煙として屋外喫煙場所を設けないよう努めるとする意見で概ね一致したものとしました。条例骨子（素案）としては、学校等は、特定屋外喫煙施設を設けないよう配慮、と要約しておりますが、利用する者が20歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に特定屋外喫煙場所を設けないよう努めることなど、施設の種別を具体的にしまして、記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

はい、ありがとうございます。学校に関しては、ここの部分で明記されているので、先ほどの部分と齟齬があるのではないかという意見でしたので、こちらの意図としては、屋外にも設置しないように努力義務、という形になってございますが、ご意見はいかがでしょうか。なかなか医療機関のところは、難しいところでありまして、精神科単科の医療機関ですとか、ホスピスの問題などもヒアリング等では出ていましたので、医療機関を学校と一緒に含めることは難しいということで、この骨子案としては、学校等は、という形になっているのですが、委員の皆様いかがでしょうか。

**三戸委員：**

部会長のおっしゃるように、医療機関も色々あって、介護保険に適用するような施設も医療機関に含まれたり、どちらに含まれるかはっきりしない部分も政策的にあるので、そういう意味では、学校と医療機関は別の形にして、法令がそれぞれ変わる状況に合わせて規制を決めなければならないと思いますので、今の段階ではこのような形の文言で問題ないのではないかと思いますけれど。

**大西部会長：**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこの内容で部会案としてまとめさせていただきたいと思います。それでは③ですけれども、第二種施設関連について、こちらも事務局の方からご説明をお願いいたします。

**事務局：**

次に③の第二種施設関連ですが、第二種施設は、小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）等の経過措置を除き、原則屋内禁煙で喫煙専用室等の設置が認められており、2020年4月から規定が適用されることとなっております。法の基準を満たす喫煙専用室によって一定程度受動喫煙を防止できることが期待され、喫煙者がいる現状においては、屋内禁煙を拙速に規制して屋外の受動喫煙を増加させる懸念もあることから、各施設の管理者が法の基準を遵守することを徹底することが適当、という意見で部会意見は一致したものとしました。条例骨子（素案）としましては、各施設の管理権原者が法の基準を遵守することを徹底することが適当であることから、法に準拠することとしまして、条例による上乘せ規制は行わないこととします。今後、法改正や社会情勢の変化など、必要に応じて条例の見直し検討を行

います。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらも法に準拠するという形で、部会のなかでは意見がまとまっていたかなと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。では第二種施設に関してはこの内容でまとめさせていただきます。では、めくっていただきまして、④既存特定飲食提供施設関連ということで、こちらもご説明をお願いいたします。

**事務局：**

次に④の既存特定飲食提供施設関連ですが、小規模飲食店では、客席面積が100㎡以下などの基準を満たす場合に、改正法の経過措置として、室内で飲食できる喫煙可能室を設置することができ、設置する際には、適切な標識を掲示するとともに、20歳未満を立ち入らせたいけません、利用客や従業員への受動喫煙が生ずる懸念がある。すべての人が改正法による受動喫煙対策を遵守するためには、標識を外国人にわかりやすいものとすることや、事業者が従業員の受動喫煙を防止するよう努めることが重要であるとする意見で概ね一致したものといたしました。さらに、本道の受動喫煙対策を促進する観点から、積極的に禁煙に取り組んでいる飲食店等に対しまして、インセンティブを与えるなど、事業者の取組を支援することが必要であるとして概ね意見が一致したものといたしました。先ほど説明いたしましたが、国では、労働者の安全と健康の保護を目的として、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインを策定しておりまして、労働局から各事業者へ必要な指導を行うこととされております。条例骨子（素案）としては、経過措置の規制を強化するのではなく、法に準拠することとしておりまして、標識や積極的に禁煙に取り組む事業者へのインセンティブにより、対策を推進していくこととしております。この取組については、条例とは別に、今後の道の施策等として検討していきたいと思っております。また、こちらの項目でもご意見のありました従業員の受動喫煙対策につきまして、再掲でこちらに記載しましたけれども、先ほども説明させていただいたとおり、事業者の責務として対策を行うこととしております。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらも法に準拠というところは、部会の中でも一致していたかと思いますが、ただ積極的に取り組んでいるところには、北海道としては、何かしらのインセンティブを推進していくと、支援していくというような意見ではまとまっていたかと思うのですが、こちらに関してはご意見いかがでしょうか。よろしいですか。ではこの内容で部会案としてまとめさせていただきます。それでは次、3-5ですけれども、屋外の受動喫煙対策についてということで、こちらの方説明をお願いいたします。

**事務局：**

論点3-5屋外の受動喫煙対策についてですが、改正法により、第一種施設の敷地内を除き、屋外の受動喫煙を防止する措置は規定されていませんけれども、屋外においても、小規模公園における子どもの受動喫煙や多数の人が集まる場所での受動喫煙が懸念される

ところでは、小規模公園など、20歳未満の者、妊婦等が多く利用する場所を含め、屋外の喫煙場所を設置する際には、第一種施設の特定屋外喫煙場所の基準のように、人が通常立ち入らない場所に設置するなど、受動喫煙を生じない場所とするよう努めることが必要という意見で一致したものとしました。建物の出入口その他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、改正法による喫煙禁止場所以外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなどの努力義務を定めるとする意見で概ね一致したものとしました。条例骨子（素案）としましては、喫煙禁止場所以外の場所の受動喫煙対策としまして、公園等における受動喫煙防止の取組、建物の出入口等における受動喫煙防止の取組、と要約しておりますけれども、具体的な内容としまして、20歳未満の者、妊婦等が多く利用する場所を含め、屋外の喫煙場所を設置する際には、第一種施設の特定屋外喫煙場所と同様の必要な措置に努めること、第二種施設の出入口など、喫煙禁止場所以外の場所であっても吸い殻入れ等を設置しないよう努めること、などを加えて記載したいと考えております。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらに関してご意見はいかがでしょうか。具体的な肉付け、どのような形で文言整理をするかは、これからということになるかと思いますが、方向性の中では議論された内容が盛り込まれているかなと思いましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこの案で部会の案としてまとめさせていただきます。それでは次、3-6加熱式たばこの規制について、ということで、こちらもご説明お願いいたします。

**事務局：**

3-6加熱式たばこの規制についてですが、こちらは、部会議論におきまして、加熱式たばこに対する評価が大きく分かれたところとなっております。国では、加熱式たばこの健康影響に関する科学的知見を蓄積している段階にあり、改正法は指定たばこ位置づけております。指定たばこ専用喫煙室は、20歳未満の入室が禁止されており、子どもを受動喫煙の健康への悪影響から保護する道の方向性とも一致していることから、現状は法に準拠する取り扱いとしまして、今後、国における科学的知見の評価が出た時点で、速やかに対応する、という方向でまとめさせていただきました。条例骨子（素案）としましては、現在、国では、加熱式たばこの健康影響に関する科学的知見を蓄積している段階にありますので、法に準拠することとしまして、指定たばこに関する条例による上乗せ規制は行わないこととします。今後、法改正等があった際には条例の見直し検討を行います。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらも前回、まだ情報が蓄積されていないということもあるので、法に準拠という方向性は一致していたかなと思いますが、委員の皆様ご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。ではこの内容でまとめさせていただきます。それでは、3-7標識の種類や内容について、こちらのご説明をお願いいたします。

**事務局：**

3-7 標識の種類や内容についてですが、外国語の表記の種類数について条例に定めるものではないと考えますが、多くの外国人にわかりやすい標識とすることが必要であるという意見で一致したものとしました。また、全面禁煙を選択した場合には、禁煙標識の掲示を努力義務とするとともに、インセンティブとして、行政が標識を配布するなどして、事業者の取組を支援することが必要であるとして概ね意見が一致したものとしました。条例骨子（素案）につきましては、法に準拠することとしまして、積極的に禁煙に取り組む事業者へのインセンティブについては、条例とは別に、今後の道の施策等として検討することとします。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらに関しては、委員の皆様ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。インセンティブのお話は、条例の中に具体的な施策を盛り込むのは難しいということで、これは別に施策として進めていただくということでよろしいですか。ありがとうございます。ではこの内容でまとめさせていただきます。それでは4番目ですけれども、道独自の罰則について、ということで、こちらのご説明をお願いいたします。

**事務局：**

論点、道独自の罰則についてですが、独自の罰則を条例で規定している県もありますが、法との二重規制となる場合には、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要となります。早期の条例制定が求められている現状では、十分な議論を行うことが難しいことから、罰則は規定せず、道の施策で実効性のある受動喫煙対策を推進する意見で概ね一致したものとしました。また、道条例においては、努力義務の規定に対して、罰則規定を設けることにはならないことを確認しております。条例骨子としては、法と連動して実効性のある受動喫煙対策を実施することといたしまして、道条例では罰則規定は設けないことを記載します。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらも概ね一致していた内容かと思います。委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。ではこの内容でまとめさせていただきます。最後にその他としまして、条例の見直し規定に関しまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

**事務局：**

最後、その他として、条例の見直しについてですが、これは、見直し規定を設定することで意見が一致しました。条例骨子（素案）としましては、附則に条例の施行の日から5年ごとに必要な措置を講じることを記載いたします。以上でございます。

**大西部会長：**

ありがとうございます。こちらに関してはいかがですか。5年ごとに見直しをしていくということになりますが、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、予定していました全ての論点に関してのご意見をいただきましたので、この内容で部会案として、最終的な取りまとめということにしたいと思います。こちらの本日もいただいたご意見を反映させ

た形で部会案としまして、それに肉付けをして、条例骨子（案）を作成していただきます。そういった形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## （２）条例制定に向けた今後のスケジュール

### 大西部会長：

それでは議題の（２）条例制定に向けた今後のスケジュールに関して、事務局の方からご説明をお願いいたします。

### 事務局：

条例制定に向けた今後のスケジュールについてですけれども、現時点で不確定なところがいくつかありますので、本日は申し訳ございませんが、資料は無く、口頭でご説明をさせていただきます。まず、来週以降になりますけれども、資料の１に基づきまして、４月にヒアリングさせていただいた２０の関係団体から意見聴取をさせていただきまして、それら団体のご都合に応じて書面又は実地という形になりますけれども、意見聴取をさせていただきます。その後、本日の部会における各委員の皆様からのご意見ですとか、団体からのヒアリング結果、そして庁内の関係部署、法制担当部署の調整結果を踏まえまして、８月中を目途に、本日お示しした骨子の素案に肉付けした骨子案を、部会長とご相談のうへ、事務局において作成をさせていただきたいと考えております。そうした中で、作成した骨子案につきましては、次回の部会、第６回目になりますけれども、委員の皆様方にお示しをしまして、ご意見をいただいた上で、部会としての骨子案を固めていきたいと考えております。この第６回目の部会の開催につきましては、骨子案の作成に関する庁内の関係部署との調整が８月下旬から９月上旬までずれ込む可能性も現時点でございますので、これから夏休み期間に入ることから、委員の皆様方の日程確保が困難であるといった時期的な問題も考慮したうえで、遅くとも７月末までには実際にお集まりいただいで開催か、もしくは書面による開催かを判断してお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。このようにして作成した条例の骨子案につきましては、９月に道議会に報告させていただきます。その後１ヶ月間のパブリックコメントですとか、現時点で６カ所程度の地域説明会を予定しております。１１月に入りまして、第７回目の部会を開催させていただきます。その際にパブコメの結果ですとか、議会議論の状況などを踏まえまして、条例素案のたたき台につきましては、ご協議をさせていただきたいと考えております。その後、年明けになりますけれども、道民の健康づくり推進協議会、親会になりますけれども、こちらを開催しまして、条例案についてご報告をさせていただいたうえで、現時点では２月に道議会に条例案を報告させていただいて、年度内に条例を制定、公布していきたいと考えております。なお、条例の施行時期については現時点で未定となっております。以上でございます。

### 大西部会長：

ありがとうございます。ただ今の今後のスケジュールに関しまして、委員の皆様からご質問等ございますか。よろしいでしょうか。では先ほどのご説明のとおり、進めさせていただきます。

きたいと思います。

### **3 その他**

#### **大西部会長：**

それでは最後になりますけれども、3番のその他として、出席者の皆様から何かご意見やご質問等がございますでしょうか。

#### **加藤特別委員：**

さっきの骨子のところで言い忘れたのですが、読んでみると「子ども」という言葉と「20歳未満」という言葉が頻繁に出てきて、混同するんですね。これは同じ意味で言っているのに、条例としては正しくないのではないかと思います。子どもというと、私達のイメージは中学生くらいかなと思っているので、20歳未満という言葉も他に出ているので、別の定義があるのかなと思ってしまいますよね。ひとつの言葉で統一するのか、論文でよくあるように、最初の方で子どもとして、括弧で20歳未満と定義するとか、統一してくれたらと思います。

#### **大西部会長：**

ありがとうございます。その点も含めて最終的な案のとりまとめをしていく方向でよろしくをお願いします。他にはご意見はいかがでしょうか。それでは事務局は何かございますでしょうか。

#### **事務局：**

繰り返しになりますけれども、次回第6回目の専門部会につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、遅くとも7月末までには実際お集まりいただいて開催か、書面による開催かを判断してお知らせしたいと考えております。またその次の7回目の部会につきましては、11月に開催予定としておりますので、その際にパブリックコメントの結果ですとか、条例素案のたたき台をご協議いただきたいと思いますので、その際はまた別途、日程調整させていただきます。よろしくお願いたします。また今日の資料や議事録につきましては、後日ホームページで公表いたしますので、ご承知お祈いたします。事務局からは以上でございます。

#### **大西部会長：**

ありがとうございます。これで予定の議事は全て終了いたしました。スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

#### **事務局：**

大西部会長、本日も大変ありがとうございました。円滑な議事進行に協力していただきありがとうございます。これもちまして、第5回受動喫煙防止対策専門部会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。